

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第四百七十七条の七、第四百七十七条の十二関係）

第一 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

- 一 許可の区分の別
- 二 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項
- 三 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名
- 四 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- 五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- 六 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 八 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

第二 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- 一 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
- 二 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
- 三 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
- 四 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列（特定販売を行うことについて公告をする場合にあつては、当該広告における表示。六及び八において同じ。）に関する解説
- 五 要指導医薬品の陳列に関する解説
- 六 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
- 七 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- 八 一般用医薬品の陳列に関する解説
- 九 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- 十 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- 十一 その他必要な事項

別表第一の三（第十五条の六、第四百七十七条の七関係）

- 一 薬局又は店舗の主要な外観の写真
- 二 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
- 三 現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名
- 四 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間
- 五 特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限